



厚生労働省群馬労働局発表

令和3年7月30日

【照会先】

群馬労働局 雇用環境・均等室  
室長 篠田 幸一  
労働紛争調整官 田中 克一  
電話 027-896-4739

## 「令和2年度個別労働紛争解決制度の施行状況」を公表します

～「いじめ・嫌がらせ」の件数が引き続き最多～

群馬労働局（局長 丸山陽一）は、令和2年度に労働局（県内9箇所の総合労働相談コーナー）へ寄せられた個別労働紛争に関する相談状況等について取りまとめたので公表いたします。

### 【令和2年度の相談、助言・指導、あっせんの概況】

・総合労働相談件数	21,366件（前年度比 8.1%増）
→うち民事上の個別労働紛争相談件数	6,236件（同 11.7%減）
・助言・指導申出件数	96件（同 44.8%減）
・あっせん申請件数	42件（同 10.6%減）

#### ○ 個別労働紛争の相談内容は「いじめ・嫌がらせ」が引き続き最多

・「いじめ・嫌がらせ」に関する相談件数では、1,473件\*（同19.3%減）と個別労働紛争に関する相談内容別の件数全体の18.2%を占めており、相談内容別の件数の順位では11年連続で最多。

※ 令和2年6月、労働施策総合推進法が施行され、大企業の職場におけるパワーハラスメントに関する個別労働紛争は同法に基づき対応することとなったため、同法施行以降の大企業の当該紛争に関するものはいじめ・嫌がらせに計上していない。

#### ○ 助言・指導の申出、あっせん申請も「いじめ・嫌がらせ」が最多

・助言・指導は、「いじめ・嫌がらせ」に関する申出が最も多く、申出内容別の件数全体の19.8%を占めている。

・あっせんも、「いじめ・嫌がらせ」に関する申請が最も多く、申請内容別の件数全体の28.6%を占め、次いで「解雇（普通・整理・懲戒）」に関する申請が2番目に多く、申請内容別の件数全体の21.4%を占めている。

・令和2年度に処理終了したあっせんに参加した事案の合意解決率は84.6%

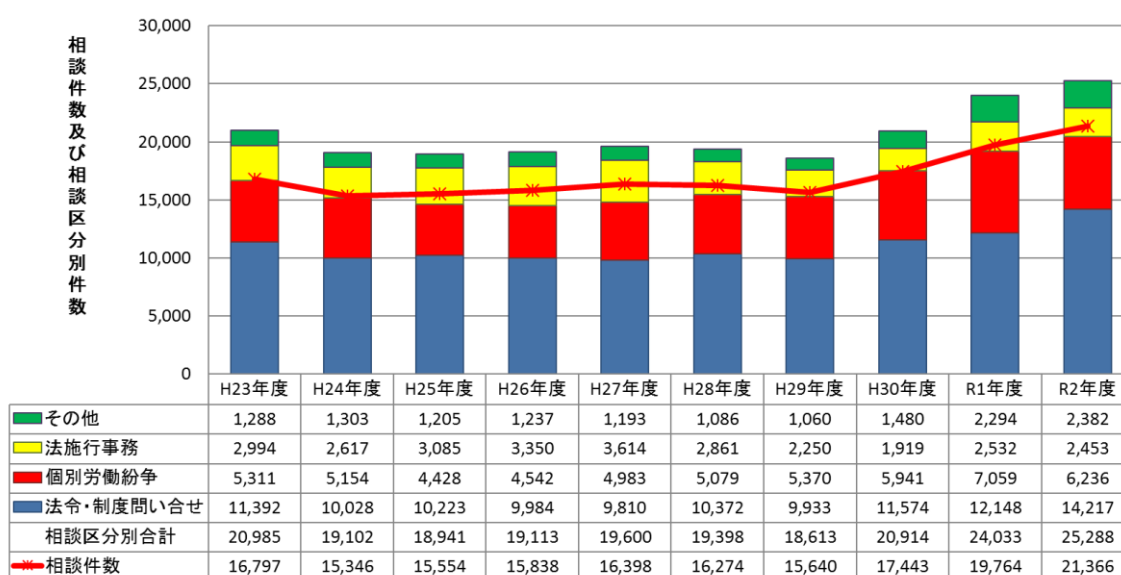
# 1 相談の状況

## (1) 相談件数

- ① 総合労働相談（総合労働相談コーナーに寄せられたあらゆる相談）の相談件数は、令和2年度においては21,366件となり、前年度を上回っている。

資料1

総合労働相談件数の推移

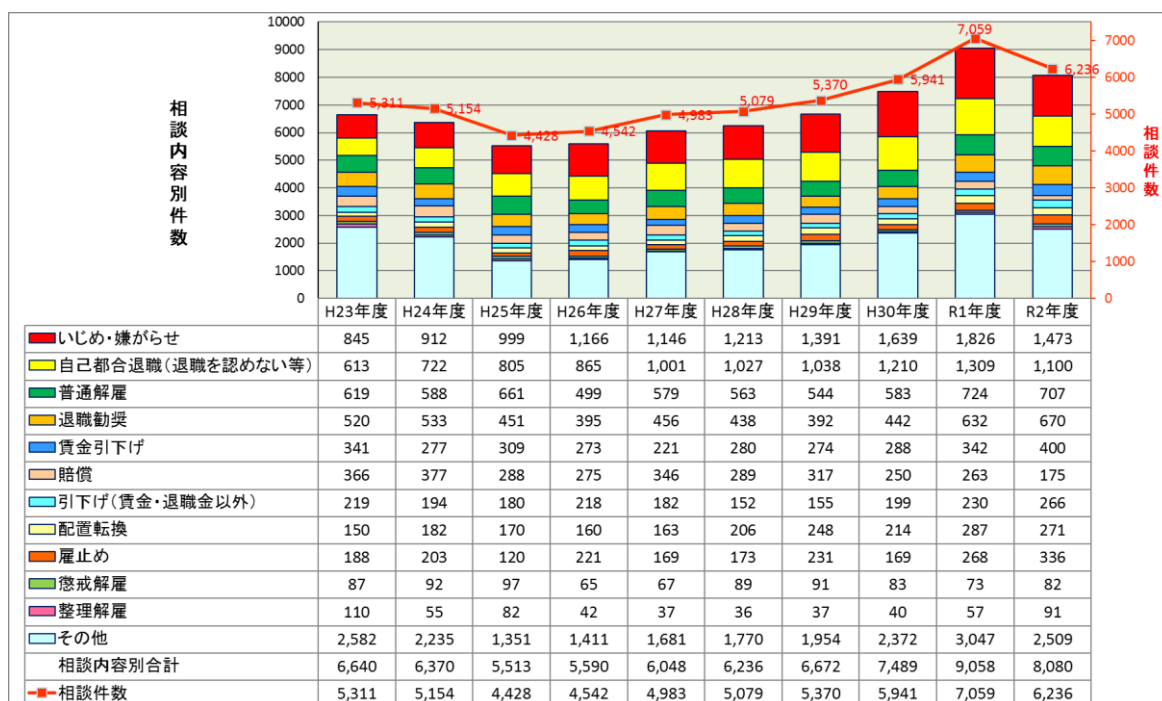


② 総合労働相談のうち、労働関係法令上の違反行為を伴わない、いわゆる民事上の個別労働紛争に係る相談については、件数、内容別件数ともに、平成26年度以降は令和元年度まで増加が継続していたが、労働施策総合推進法<sup>※</sup>が施行された令和2年度においては減少した。

<sup>※</sup> 令和2年6月、労働施策総合推進法が施行され、大企業の職場におけるパワーハラスメントに関する個別労働紛争は同法に基づき対応することとなったため、同法施行以降の大企業の当該紛争に関するものはいじめ・嫌がらせに計上していない。

資料2

個別労働紛争相談件数の推移

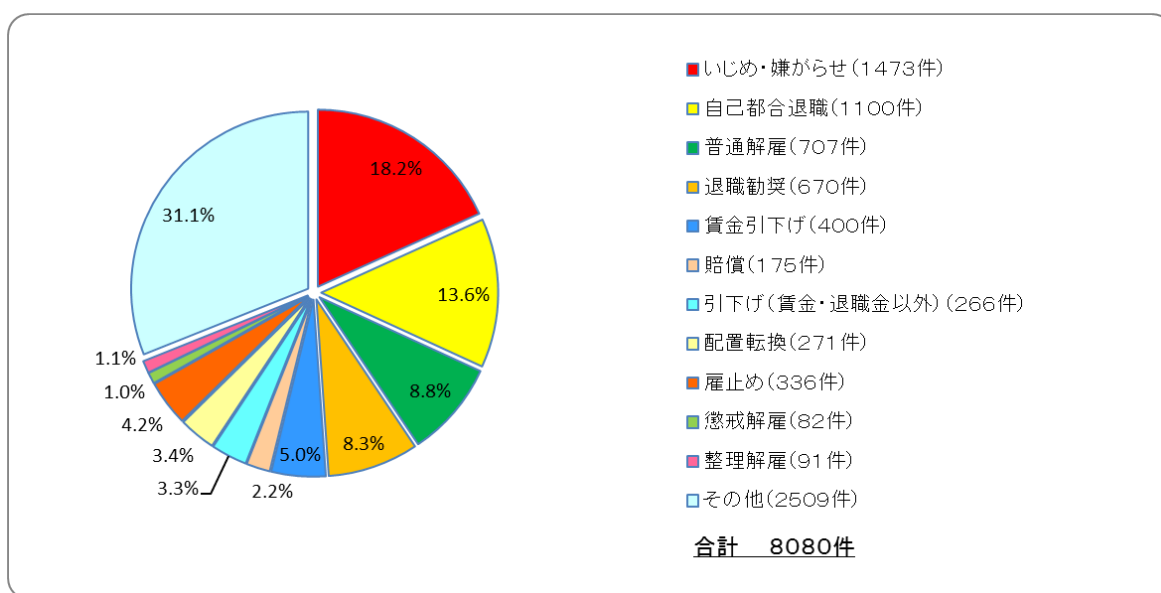


(2) 個別労働紛争に係る相談の内容

- ① 令和2年度においては、「いじめ・嫌がらせ」が1,473件(18.2%)、「自己都合退職」が1,100件(13.6%)を占め、「普通解雇」707件(8.8%)、「退職勧奨」670件(8.3%)と続き、これら4項目の相談で全体の約5割を占めている。

資料3

個別労働紛争相談の状況

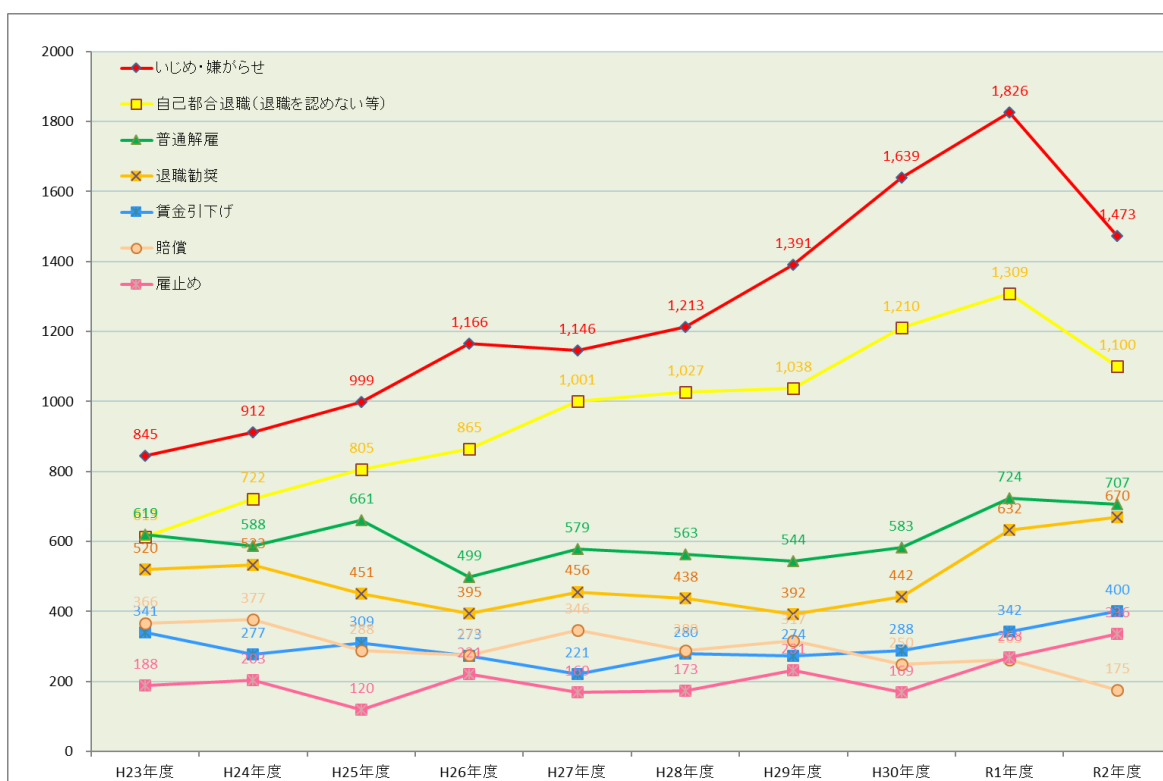


② 「いじめ・嫌がらせ」の相談件数は、相談内容別の件数の順位では平成 22 年度以降 11 年連続で最多である。令和 2 年度の件数は 1,473 件であり、平成 26 年度以降 7 年連続で 1,000 件を超えている。

令和 2 年 6 月、労働施策総合推進法が施行され、大企業の職場におけるパワーハラスメントに関する個別労働紛争は同法に基づき対応することとなったため、同法施行以降の大企業の当該紛争に関するものはいじめ・嫌がらせに計上していない。

資料 4

主要な紛争内容に係る相談件数の推移



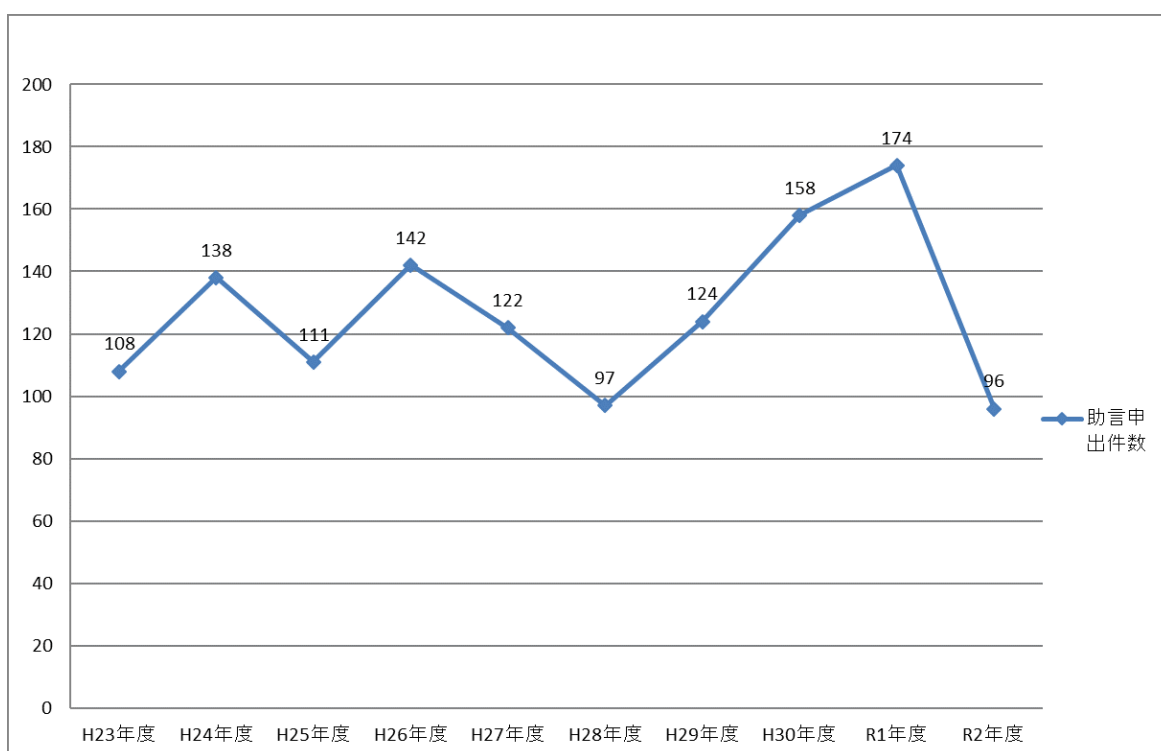
## 2 労働局長による助言・指導の状況

(1) 労働局長による助言・指導とは、個別労働紛争の防止・解消のために、判例や法令解釈等を参考に問題点や解決の方向を示唆し、紛争当事者間の話し合いを促す制度である。

令和2年度における助言・指導の申出件数は96件で、前年度の174件と比べて44.8%減少している。

資料5

助言・指導申出件数の推移

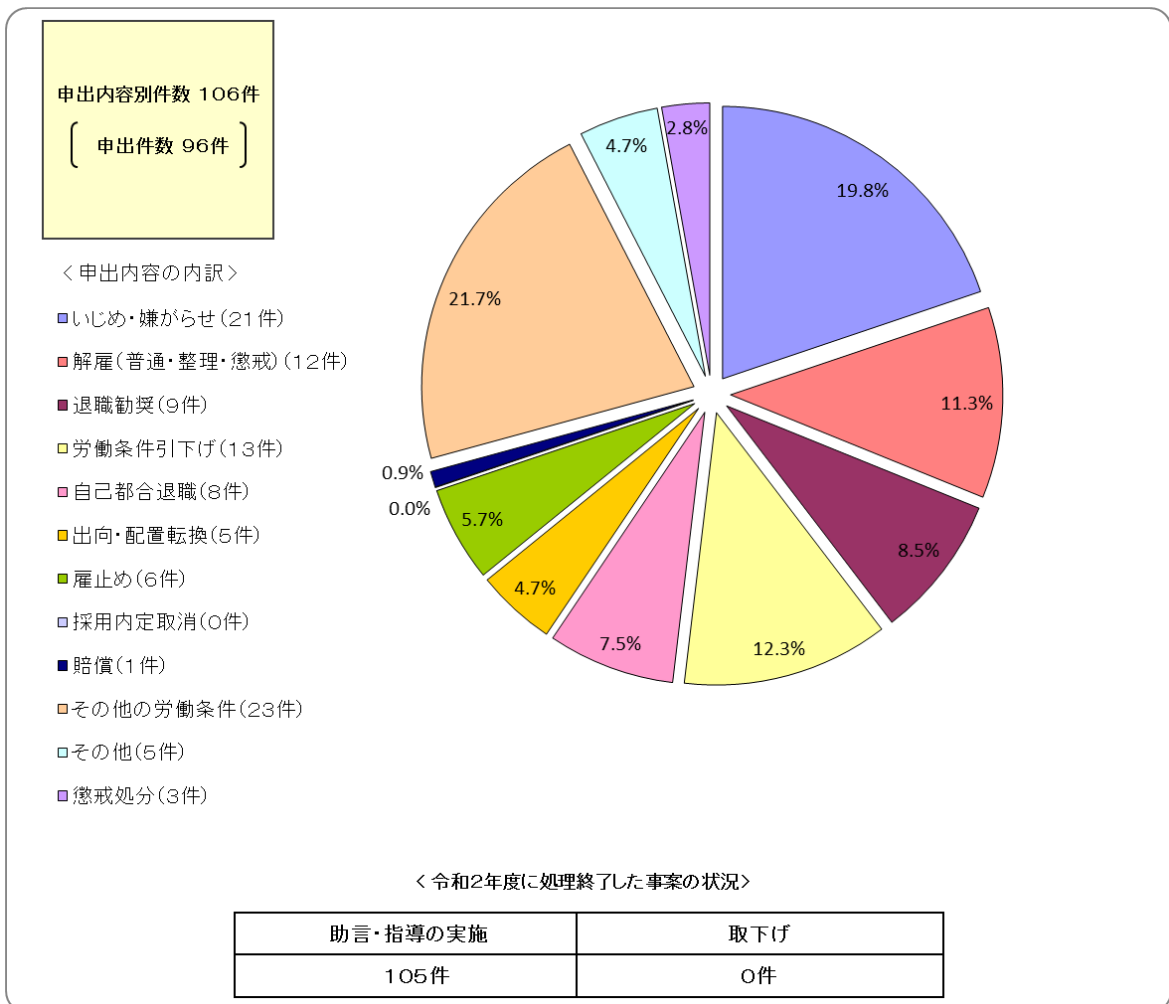


(2) 令和2年度における申出内容別の件数は、「いじめ・嫌がらせ」21件(19.8%)が最も多く、「労働条件引下げ」(12.3%)がそれに次ぐ。また、「解雇(普通・整理・懲戒)」12件(11.3%)、「退職勧奨」9件(8.5%)、「自己都合退職」8件(7.5%)及び「雇止め」6件(5.7%)の労働契約の終了に関わる項目を合計した割合(33.0%)も高い。

(3) 令和2年度内に処理を終了した105件のうち、全件の105件について助言・指導を実施しており、取下げは0件であった。

資料6

労働局長による助言・指導の状況



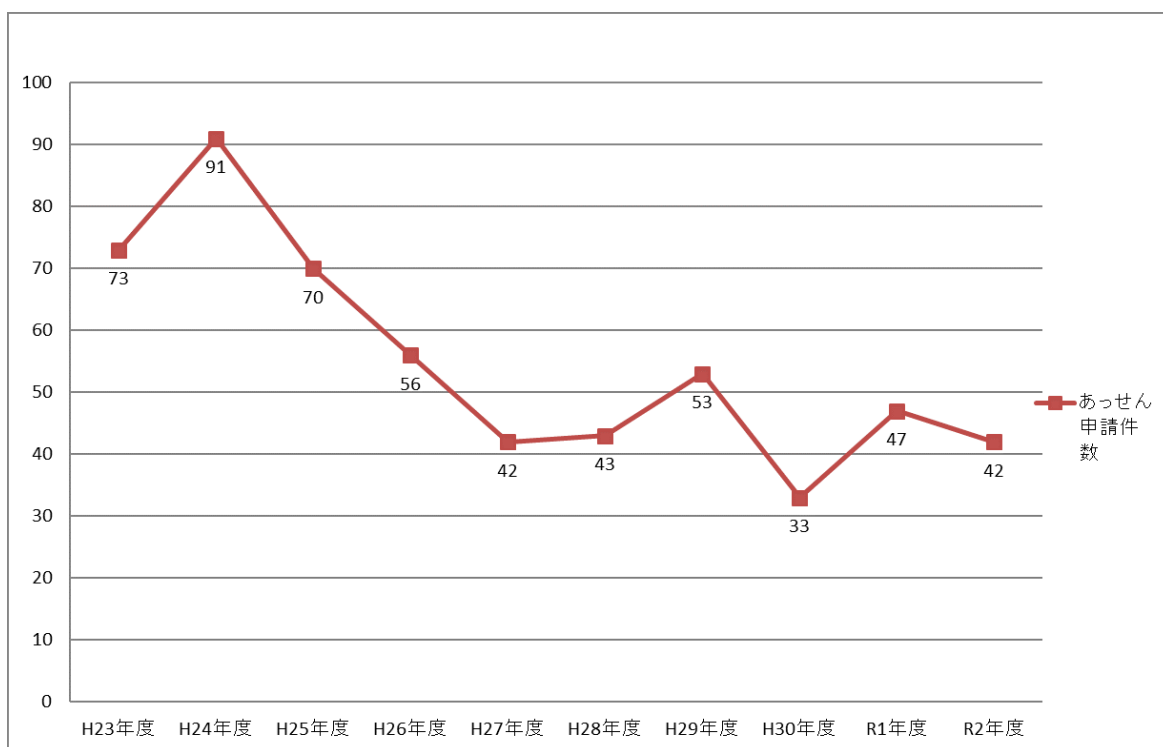
### 3 あっせんの状況

(1) 弁護士、社会保険労務士等の学識経験者で構成される紛争調整委員会の委員（あっせん委員）によって、当事者間の話し合いを促進・調整することで紛争の解決を目指す制度である。

令和2年度における申請件数は42件で、前年度の47件と比べて10.6%減少している。

資料7

あっせん申請件数の推移

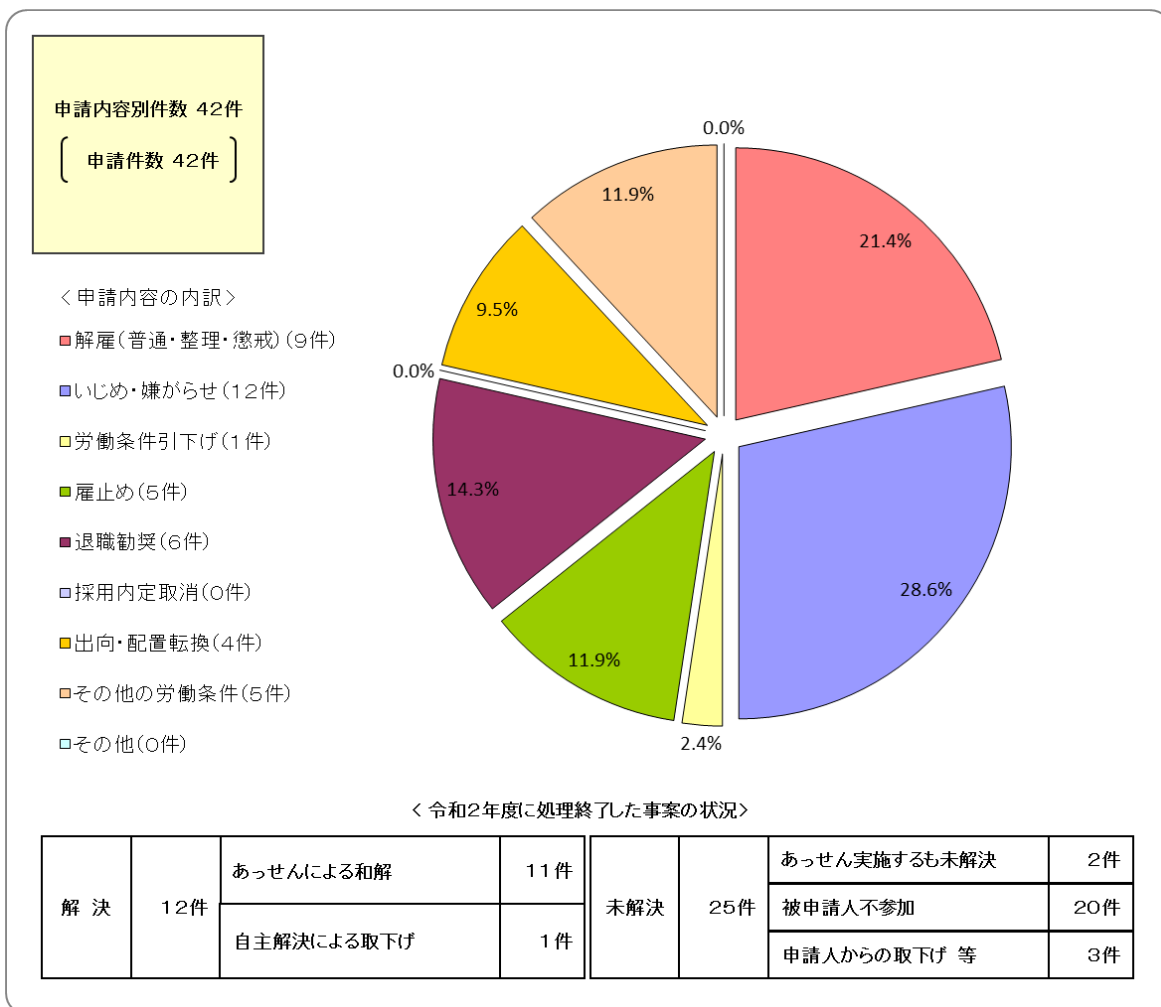




(2) 令和2年度における申請内容は、「いじめ・嫌がらせ」12件(28.6%)、「解雇(普通・整理・懲戒)」9件(21.4%)で全体の5割を占める。

資料8

紛争調整委員会によるあっせんの状況



- (3) 令和2年度内に処理を終了した37件のうち12件(32.4%)で解決に至っている。  
 また、あっせんへの参加は13件(参加率35.1%)に留まるも、そのうち11件(84.6%)で合意解決に至っている。

資料9
-----

あっせんにおける解決率等の推移

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
解決件数	25	17	14	21	12
処理終了件数に占める割合	47.2%	34.0%	36.8%	45.7%	32.4%
あっせん参加件数	25	26	21	24	13
処理終了件数に占める割合	47.2%	52.0%	55.3%	52.2%	35.1%
あっせんにおける合意件数	21	16	14	19	11
あっせん参加件数に占める割合	84.0%	61.5%	66.7%	79.2%	84.6%

(参考)

## ☆ 個別労働紛争解決制度<sup>※1</sup>について

個別労働紛争とは、労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主の間で発生する紛争のことです。労働者と事業主という継続的な人間関係を前提とした円満な解決のためには、労使慣行等を踏まえた解決が図られることが重要です。

群馬労働局では、労使間に生じた紛争の解決を促進するため、群馬県内9か所の総合労働相談コーナーに総合労働相談員を配置し、総合労働相談<sup>※2</sup>に対応するほか、労働局長による助言・指導<sup>※3</sup>の実施や、紛争調整委員会によるあっせん<sup>※4</sup>の開催により、紛争の未然防止や迅速な解決に取り組んでいます。

- (※1) 民事上の紛争についての解決を促進する制度のこと（労働基準法、職業安定法、男女雇用機会均等法等の労働関係法令違反については、労働基準監督署や公共職業安定所、雇用環境・均等室が監督や指導を行うため、制度の対象から除外されます）。
- (※2) 労働に関するあらゆる相談のこと（個別労働関係紛争相談及び労働関係法令や各種制度の問い合わせ、監督権限の行使・行政指導の実施などに係る照会等）。
- (※3) 関係法令や判例等を参考に、個別労働紛争の問題点を指摘して解決の方向を示唆し、紛争当事者間の話し合いを促すことにより、自主的な紛争の解決を目指す制度のこと。
- (※4) 紛争当事者間にあっせん委員（弁護士・社会保険労務士などの学識経験者）が入り、双方の主張の要点を確かめ、事案によっては両者が探るべきあっせん案を提示するなど、当事者間の話し合いを促進・調整することにより紛争の解決を目指す制度のこと。

(総合労働相談コーナー)

コ ー ナ ー 名	所 在 地	電 話 番 号
群馬労働局総合労働相談コーナー	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8F (雇用環境・均等室内)	027-896-4677
高崎総合労働相談コーナー	高崎市東町134-12 高崎労働基準監督署内	027-367-2306
前橋総合労働相談コーナー	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎7F 前橋労働基準監督署内	027-896-3062
伊勢崎総合労働相談コーナー	伊勢崎市下植木町517 前橋労働基準監督署伊勢崎分庁舎内	0270-25-3363
桐生総合労働相談コーナー	桐生市末広町13-5 桐生労働基準監督署内	0277-44-3523
太田総合労働相談コーナー	太田市飯塚町104-1 太田労働基準監督署内	0276-58-9722
沼田総合労働相談コーナー	沼田市薄根町4468-4 沼田労働基準監督署内	0278-23-0323
藤岡総合労働相談コーナー	藤岡市下栗須124-10 藤岡労働基準監督署内	0274-22-1418
中之条総合労働相談コーナー	吾妻郡中之条町大字中之条町664-1 中之条労働基準監督署内	0279-75-3034